

法人県民税・事業税・特別税の税率一覧表

法人県民税

法人税割の税率

法人等の区分	税率		
	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以降に開始する事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度
下記以外の法人	法人税額の5.8%	法人税額の4.0%	法人税額の1.8%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額(分割のある法人は分割前の額)が年1,000万円以下の法人	法人税額の5.0%	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%

※社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等の経費に充てるため、法人県民税法人税割に0.8%の超過課税(上表上段の税率)を実施しています。

均等割の税率

法人の資本金等の額の区分	税額(年額)
50億円超	840,000円
10億円超~50億円以下	567,000円
1億円超~10億円以下	136,500円
1千万円超~1億円以下	52,500円
1千万円以下	21,000円
上記以外の法人等	21,000円

「資本金等の額」とは、法人税法施行令第8条に規定する額です。

平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、「資本金等の額(上記の金額から無償増減資等の額を加減算した額)」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか大きい方の額となります。

※平成18年4月1日以後に開始する事業年度分から、森林環境税として県民税均等割に5%の超過課税を実施しています。

法人事業税

外形標準課税の対象とならない法人

区分	所得区分	税率			
		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以降に開始する事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度	
所得課税分	普通法人 (一般の法人、人格のない社団や財団など)	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.5%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4.0%	5.1%	5.3%
		所得のうち年800万円を超える金額	5.3%	6.7%	7.0%
	特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人など)	3以上の都道府県に事務所・事業所を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上のものの所得	5.3%	6.7%	7.0%
		所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.5%
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%	4.9%
収入金額課税分	電気・ガス供給業 ※、保険業	3以上の都道府県に事務所・事業所を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上のものの所得	3.6%	4.6%	4.9%
		収入金額	0.7%	0.9%	1.0%

※平成30年度税制改正により、平成30年4月1日以降に開始する事業年度から、ガス供給業のうちガス中小事業者が行う製造・小売に係る事業については、課税方式が所得課税になります。(ただし、ガス事業法の経過措置の対象となる旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。)

外形標準課税対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人）

区 分		税 率				
		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以降に開始する事業年度	平成27年4月1日以降に開始する事業年度	平成28年4月1日以降に開始する事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
	所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
	3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
付加価値割	付加価値額	0.48%	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%
資本割	資本金等の額	0.2%	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%

地方法人特別税・特別法人事業税

区 分	地方法人特別税				特別法人事業税
	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以降に開始する事業年度	平成27年4月1日以降に開始する事業年度	平成28年4月1日以降に開始する事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の所得割額に対する税率	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%	260.0%
外形標準課税対象外で普通法人の基準法人所得割額	81.0%	43.2%			37.0%
外形標準課税対象外で特別法人の基準法人所得割額					34.5%
収入割額に対する税率	81.0%	43.2%			30.0%

【平成31年度税制改正の概要】

◆特別法人事業税の創設（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から）

消費税率10%段階において、地方法人特別税が廃止され、新たに特別法人事業税が創設されました。

※税率は上記の税率表を参照してください。